

各事業主様

21年7月7日開催

財団法人 省エネルギーセンター 出前講座

講師 省エネルギーセンター専門員

“改正省エネ法” 説明会を

開催します。

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正され、平成22年4月1日からの施行を控えております。



省エネ法改正により、来年度22年度以降今までの工場・事業場単位の規制から事業主単位の規制になります。これまで規制のかからなかった複数の店舗を持っておられる企業様もその範囲に入る可能性が予想されます。

- ・省エネ法改正について
- ・今年やっておかなくてはならないこと
- ・来年度から何をすべきか
- ・省エネルギーのポイント 等

をお話しさせていただきます。

省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門委員様の講演を予定しております。

日時 平成21年7月7日 13時30分～
会場 京都府立丹後勤労者福祉会館 (大宮町河辺)

今回の改正は大きな企業向けではありますが規模の小さな事業者様もこの法改正について国の省エネ施策について知識を深めていただけたらいいと思います。

**準備できてますか
省エネ法改正**

FAX 送信

FAX 0772-64-5414

事務局 エネルギーセンター賛助会員 平井電気㈱

(財) 省エネルギーセンター出前講座

省エネ法改正説明会 参加申込書

平成 20 年 5 月改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)

開 催 日 平成 21 年 7 月 7 日 (火)

開 催 時 間 1 3 時 3 0 分～ (受付開始 1 3 時 0 0 分)

会 場 京都府立丹後勤労者福祉会館 会議室
京丹後市大宮町河辺 3 3 5 5

事業社名		
住 所	〒 ー	
電話番号	電話	FAX
申込担当者	部署	お名前
参加人数	名	
メールアドレス	連絡用に使用します	
	お問い合わせは hirai@hiraidenki.com まで	

準備の都合上 7 月 6 日までに申し込みをお願いします。